

適用対象確認チェックシート（提案基準第6、14、26号）

相談地： 区

●提案基準第6号（既存建築物の増築、建て替え等）

【適用対象】

- (1) 市街化調整区域になる前に建てられた建築物（確認資料： 建物登記事項証明書 建築物の検査済証 航空写真）
 (2) 市街化調整区域になった後、適法に建てられた建築物（確認資料： 建築計画概要書または台帳記載証明書）

【立地基準】

- 申請地は既存建築物の敷地と同じである

【施設基準】

- 既存の用途と同じ用途の建築物である（用途： ）

【適用対象】 (1) または (2)、【立地基準】、【施設基準】の3か所に✓があれば、提案基準6号適用

●提案基準第14号（市街化調整区域になった時に手続きがされている土地）

【適用対象】

- 1 (1)、(2)どちらも該当する土地

- (1) 市街化調整区域になった時点で、建築をするために以下の手続が行われていた土地

- (1)ア 農地転用許可を受けている（確認資料： 農地転用許可済証明書）
 (1)イ 法第34条第13号に基づく届け出を行っている（調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）
 (1)ウ 建築確認を受けている（確認資料： 建築計画概要書または台帳記載証明書）
 (1)エ 土地登記簿の地目を登記の日付で「宅地」としている（確認資料： 土地登記簿）
 (1)オ 土地課税の地目を「宅地」としている（調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）

- (2) 平成24年4月1日時点から申請時までの間、以下のとおり宅地として利用されている土地

- (2)ア 適法に建てられた建築物の敷地である土地（確認資料： 建築計画概要書または台帳記載証明書）
 (2)イ 土地登記簿の地目が登記の日付で「宅地」の土地（確認資料： 土地登記簿）
 (2)ウ 土地課税の地目が「宅地」の土地（確認資料： 課税台帳 10年より前のものは調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）

- 2 平成24年3月31日までに提案基準14号による許可を受けた土地（調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）

【立地基準】

- 50戸連たんの基準に該当

【適用対象】 1または2、【立地基準】の2か所に✓があれば、提案基準14号適用

●提案基準第26号（市街化調整区域になった時から宅地の土地）

【適用対象】

- (1) 市街化調整区域になった時から申請時までの間、引き続き以下に該当する土地

- (1)ア 土地登記簿の地目が登記の日付で「宅地」（確認資料： 土地登記簿）
 (1)イ 土地課税の地目が「宅地」（確認資料： 課税台帳 市街化調整区域になった時のものは調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）
 (1)ウ 建築物の敷地である土地（確認資料： 建物登記事項証明書 建築物の検査済証 航空写真）

- (2) 過去に宅地確認又は提案基準26号による許可を受けた土地（調整区域課窓口でお調べできる可能性があります）

【立地基準】

- 50戸連たんの基準に該当

【適用対象】 (1) または (2)、【立地基準】の2か所に✓があれば、提案基準26号適用

※あくまで簡易チェックです。土地の状況、許可基準等の変更により判断が変わる場合があるので、参考として使用してください。

※調整区域課へお越しの際は、上記を確認、記載いただき、窓口までご持参ください。

/

確認者：